指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部業務委託取扱いについて

令和７年８月28日

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者につきましては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下「事業所」という。）ごとに、当該事業所の従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならないとされています。

しかし、当該事業所が適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせること（以下「一部業務委託」という。）ができるとされています。（厚木市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する条例、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号））

以上のことから、訪問看護を除く訪問サービスの一部業務委託ができる適切と認める事業の範囲、一部業務委託を行う場合の取扱い及び留意点を別紙のとおり定めましたので、各事業所において一部業務委託をする際は、本通知に基づいて実施していただきますようお願いいたします。

※訪問看護サービスについては、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けることにより、連携指定訪問看護事業所からのサービス提供が認められています。

別紙

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が一部業務委託をすることのできる範囲及び取扱いについて

１　一部業務委託を行うことについて適切と認める範囲

（１）定期巡回サービスの提供に係る業務の一部

（２）随時訪問サービスの提供に係る業務の一部

（３）サービス利用者の生活アセスメントに係る業務の一部

（４）定期巡回サービス及び随時訪問サービスの付随業務の一部

２　一部業務委託を行う場合の取扱い

（１）「厚木市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する条例」を遵守すること

（２）受託者が次の要件を満たしていることを確認すること

ア　介護保険法に基づく事業所指定を受け、かつ利用者にサービス提供できる体制を構築していること

イ　委託者と密接な連携を図ることにより効果的な運営ができること

ウ　利用者の処遇に支障がないこと

（３）一部業務委託を行う場合は、次の手続きを行うこと

ア　受託者と書面で契約すること

イ　利用者に対して受託事業者との契約内容についての説明を十分に行うこと

ウ　委託者及び受託者が連携してサービス提供をすることについて同意を得ること

エ　一部業務委託届出書及び受託事業者との契約書の写しを市へ提出すること

３　一部業務委託を行う場合の留意点

（１）受託者が事業を実施するにあたり適切に業務を実施できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な知識等を伝達すること

（２）常に受託者と連携を図り、サービス提供の状況等を把握した上で適切に管理を行うこと

（３）受託者は、本業務を第三者に再委託することができないこと

（４）委託者は、同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス及び随時訪問サービスの全てを委託することはできないこと

４　取扱適用開始日

令和７年８月28日